

公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」(たたき台)

「その他その者に準ずるもの」の対象	根拠条文	たたき台
大学において必要な科目を修めて卒業し、かつ、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了した者	法第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> ○大学において法第7条第1号に規定する大学における必要な科目を修めて、飛び入学制度(学校教育法第102条第2項)により大学院への入学を認められた者であり、かつ、大学院において同号に規定する大学院における必要な科目を修めてその課程を修了した者 ○専修学校の専門課程(修業年限4年以上。以下同じ。)において法第7条第1号に規定する大学における必要な科目を修めて卒業した者であり、かつ、大学院において同号に規定する大学院における必要な科目を修めてその課程を修了した者
大学において必要な科目を修めて卒業した者	法第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ○大学において法第7条第2号に規定する大学における必要な科目を修めて、飛び入学制度により大学院への入学を認められた者 ○専修学校の専門課程において法第7条第2号に規定する大学における必要な科目を修めて卒業した者
施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目を修めて卒業した者	法附則第2条第1項第3号及び第4号	<ul style="list-style-type: none"> ○施行日前に大学に入学し、法附則第2条第1項第3号及び第4号に規定する大学における必要な科目を修めて、飛び入学制度により大学院への入学を認められた者 ○施行日前に専修学校の専門課程に入学し、法附則第2条第1項第3号及び第4号に規定する大学における必要な科目を修めて卒業した者
この法律の施行の際現に第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者	法附則第2条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ○法第2条第1号から第3号までに規定する行為を業として行っていた者であつて、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しないもの